

第七部

第一回參議院厚生委員會會議錄第十七號

(二四九)

付託事件

- 教員の恩給増額に関する請願(第六号)
- 食肉統制價額撤廃に関する陳情(第二号)
- 聖靈生命眞理療法保護法規の制定及び名譽恢復に関する陳情(第四号)
- 兒童の福祉増進に関する法令制定の陳情(第七号)
- 恩給法の改正に関する陳情(第十二号)
- 都市官公廳職員の生活安定に関する陳情(第三十八号)
- 戦死、戦災遺族並びに傷病者の更生に関する陳情(第五十号)
- 恩給法の改正に関する陳情(第六十四号)
- 國民健康保險組合制度を改革することに関する陳情(第六十六号)
- 國民健康保險金に対する國庫補助金の増額等に関する陳情(第九十八号)
- 青少年禁酒法案(小杉いよ君発議)
- 恩給増額に関する請願(第三十九号)
- 災害救助法案(内閣送付)
- 兒童福祉法案(内閣送付)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第五十八号)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第七十一号)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第七十三号)
- 恩給法の改正に関する陳情(第五百五十三号)
- 國民健康保險組合の振作促進に関する陳情(第五百五十五号)

- 國民健康保險制度の更生に関する請願(第八十二号)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第八十七号)
- 恩給増額に関する陳情(第九十三号)
- 最低生活の保証に関する陳情(第二百十八号)
- 國際電氣通信株式會社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律案(内閣送付)
- 醫師會、齒科醫師會及び日本医療團の解散等に関する法律案(内閣提出)
- 恩給増額に関する請願(第二百一十一号)
- 戦死者遺族の更生対策に関する請願(第二百十六号)
- 生活協同組合法の制定に関する請願(第四百十三号)
- 青少年禁酒法制定に関する請願(第四百四十六号)
- 青少年禁酒法制定に関する請願(第四百五十一号)
- 住宅営團經營の住宅を國營とすることに関する請願(第六十九号)
- 東京帝國大學演習林拂下げに関する請願(第七十二号)
- 教員恩給増額に関する請願(第七十八号)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第七十九号)
- 生活協同組合法の制定に関する陳情(第二百七十五号)
- 教員恩給増額に関する陳情(第二百九十八号)

- 傷病者更生援護に関する請願(第九十九号)
- 青少年禁酒法制定反対に関する請願(第二百一十一号)
- 拂下げマシンのに関する請願(第二百一十号)
- 結婚問題に関する請願(第二百二十号)
- 恩給増額に関する請願(第二百二十三号)
- 社會保險制度の一元化に関する陳情(第三百三十三号)
- 教員恩給増額に関する陳情(第三百三十二号)
- 結核医療施設を市営に復元することに関する陳情(第三百二十一号)
- 社會事業振興に関する小委員及び住宅問題に関する小委員設置に関する件

昭和二十二年九月二十二日(月曜日)午前十時四十一分開會

本日(會議に付した事件

○社會事業振興に関する小委員及び住宅問題に関する小委員選定に関する件

○災害救助法案

○青少年禁酒法制定に関する請願(第七十一号、第七十九号、第二百一十一号)

○青少年禁酒法制定反対に関する請願(第七十一号、第七十九号、第二百一十一号)

○委員長(榎本重蔵君) これより開會いたします。先に議長に承認を求めておりました社會事業振興に関する調査の小委員会、住宅問題調査に關します。

○國務大臣(一松定吉君) 只今議題となりました災害救助法案について提案の理由を説明いたします。

非常災害に際して罹災者の救助に萬全を期することが、個人の保護のためにも、又社會秩序の保全を図るためにも緊要事であることは申す迄もございません。

現在災害救助に関する法律といたしましては、明治三十二年に制定されたところの罹災救助基金法があるのでありますが、從來の経験に徴しますと、同法によつては救助の徹底を期することが困難であつたのであります。

第一に、同法は單に罹災救助基金に關する法律たるに止まるものでありますから、救助活動全般に亘る規定を設けておらないのであります。従つて救助活動が区々となり、不徹底となる憾みを免れません。殊に關係行政機關などの円滑な協力を欠くような場合が生ずるのであります。

第二に、救助費につきましても、現下の物價情勢におきましては、罹災救助基金からの支出のみでは到底不足なのであります。その他にその都府の必要に應じまして、都道府縣の一般会計負担や、多額の國庫補助を必要とする場合が多いのであります。この點につきましても実情に即した規定を設け、且つ都道府縣と國庫との費用分担關係を明らかにして置くことが、救助の円滑迅速を期するために必要と認められるのであります。

第三に、從來の罹災救助基金法におきましては、救助に必要な物資について何の規定も設けておらないのであります。現下の情勢におきましては、災害時に於ける物資の手當についても適切な対策を講じて置く必要があるものであります。

以上のような點を是非正した総合的な災害救助法律を制定する必要が夙に痛感され、且つ前の議會の委員会においてもその旨の要望がありましたので、ここに災害救助法案を提出いたします。同法案の内容につきまして、簡単に説明をいたします。

この法案の目的は、第一條に規定されてありますように、非常災害に際して、國が地方公共團體、日本赤十字社、その他の團體及び國民の協力の下に應急的に必要な救助を行い、災害に罹つた者の保護と社會の秩序の保全を図ることに存するのであります。

次に、この法律による救助は、第二條に規定してありますように、一又は二以上の都道府縣の全部又は一部に亘る天災その他の非常災害に罹り、現に應急的な救助を必要とする者に対してこれを行い、又災害の範圍が前項に該当しなくても、多數の者が同一の災害に罹り、現に應急的な救助を必要とするときは同じく救助を行うのであります。

次に、救助その他緊急措置の適切円滑な実施を図るために、關係行政機關などの協働として、中央に中央災害救助対策協議會、都道府縣ごとに都道府縣災害救助対策協議會を設け、尚必要のあるときは救都道府縣を区域とする地方災害救助対策協議會を設けることができることとしたしまして、これらの點につきましては、第三條から第二十條迄の規定が設けられております。本協議會においては、特に事前においても、又災害時においても、救助に必要な物資の備蓄、整備等につき計画を立て、協議會を組織する行政官廳等はその計画を実施するために必要な措置をとることとなるのであります。

次に、日本赤十字社の機能の活用を図るために、第二十一條においてその協力を求め、又各種團體その他の民間の救助に対する自発的協力活動の連絡調整に当らせ、又第三十二條において、

都道府縣知事は、救助又はその應援の実施に關して必要な事項を日本赤十字社に委託することができるといたしております。

次に、第二十三條におきまして、救助は都道府縣知事がこれを行うこととし、その種類は、第二十三條に規定してありますように、收容施設の供與、食品その他生活必需品の給與、医療その他差支つて生活の維持に必要なものとされております。

次に、救助に必要な人及び物の確保に關して、關係大臣、都道府縣知事等に必要の権限を付與することとし、これに關しては第十二條、第十三條、第二十四條から第二十九條までの規定を設けてあります。

次に、救助に要する費用等は第三十三條以下の規定によつて、原則として都道府縣が負担することとし、これに對し第三十六條により、國庫がその費の多少、都道府縣の財政力等を反映する補助率により、補助することとなつております。

次に、救助に必要な費用に關する都道府縣の負担の財源に充てるために、第三十七條によりまして、都道府縣ごとに災害救助基金を設け、第三十八條におきまして、その最少額は五百万円とし、その額に達するまで毎年度一定額の積立てをなすこととしております。

最後に、附則において、罹災救助基金法はこれを廃止し、罹災救助基金はこの法律による災害救助基金とすることとしたしました。尙國庫補助等に要する費用は、事前に予測をすることができませんので、その都度予備費等から支出することとしたします。

何卒よろしく御審議あらんことをお願いいたします。

○委員長(塚本重藏) この機会に皆様にちよつと申上げて置きたいと思ひます。本日これを議題に供しましたのは、実は衆議院の方で相當以前から審議を續けておられるのであります。が、衆議院におきましては、この法案の第十二條及び第十三條につきまして相當御意見があるようであります。つきましてはその辺御了承の上で審議を續けて頂くことを希望いたします。この際御發言のある方はお許しいたします。

○中平常太郎君 今参考土お話しになりました第十二條と第十三條の論議は、私ちよつと遅れまして、今読んでおるのですが、衆議院における論議はどうかというところでございましょうか。それが分りますれば一つ伺いたいのですが……

○委員長(塚本重藏) 私の想像しますに、又仄かに聞いておりますところでは、第十二條のこの「救助その他緊急措置に必要な物資の生産、集積、販賣、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取扱う物資の保管を命じ」ということがあり、更に又救助その他緊急措置に必要な物資を収用する、この物資を収用するということが、問題になつておるのだと思ひます。それから第十三條では、中程に書いてあります「当該官吏に物資を保管させる場所又は物資の所在する場所に立ち入り検査をさせることができる。更に進みまして、その次に「当該官吏に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。」という事柄が問題としておられ

るのだと了解しておる次第であります。

○米倉龍也君 この二つの條項から、非常に何と申しますか、強權の非常に強く、強權暴動的な關係に、曾ての總動員法にも匹敵するような事柄が行われることになつておる。現に非常災害のときに應急的に必要だといふので、これらの事柄が行われることは、これは非常災害の場合止むを得ないと思ひますが、併しそういうことを予想して、事前の措置をなすために、こういうこともいつでもできるような思ひされるのですが、そういう準備等をするという事前の準備をするために、平時にこれらの事柄が行われるのであります。若し行われるとすれば、随分重大な關係を、政府なり業者に及ぼすわけでありまして、そういう點がどうなるかです。

○國務大臣(松定吉) 第十二條と第十三條とについて、衆議院において問題になつております事柄は、只今委員長からお話のありました趣旨であります。これをいさしく細かに私の承知しておるところを申し上げますならば、この十二條、十三條で、物資の保管を命ずるとか、若しくは物資を収用するところとか、或いは保管させた場所若しくは物資のある場所に立ち入り検査をする、こういうことは憲法違反だ、我々個人の自由は憲法において、國民の權利及び義務という憲法第三十一條下において保障されておる、然るにその自由を拘束するといふことになるのだから憲法違反ではないか、こういうことで論議されておるやうであります。ところが、これは御承知のごとく憲法第十二條並びに十

三條の規定は、國民の福祉を保護するために必要な場合には、特に憲法第十二條、第十三條においてこれは除外されておると我々は解釈するのであります。いわゆる家宅に侵入するとか、或いは検査をするとか、或いは或る特定の行爲を命ずるといふことが、國民の福祉を阻害するやうな行動のあるといふことは憲法違反であるけれども、かくすることは國民の福祉を増進するに必要止むべからざるものであるといふ場合においては、憲法の第十二條、第十三條の規定から見まして、これは憲法違反ではない、こういうふうに私は解釈いたしておるのであります。そこで繰り返しまして、この災害救助法の第十二條並びに第十三條の規定に立ち返つてこれを見ますと、つまり或る災害を予想いたしまして、かくのごとき物資が實現するならば、かくのごとき物資が要るのである、かくのごとき品物を収用して置く必要があるのだから、ということと認められましたときには、これらの品物を保管しておきます。若しくは輸送を業とする者、或いはそれらの物資を生産する者に対しては、その關係大臣がその者にその物資の保管を命ずる、若しくはその者がその物資を収用する、これはもう私は當然のことだと思ひます。例えば今回の關東の水害に例を取つて見ますならば、どうも二百二十日前後において暴風雨の襲來のことが予想せらるる、そういうときに、或いは不幸にして利根川のどこそこが決壊しないとも限らないといふやうな場合に、そういうやうなことの予防の意味において、水を防ぐに必要なるセメントだとか或いは空袋だとか、或いは土砂だとか、その他

の必要品の保管を或る者に命ずる、或いは認めらるべき品物を収用すること、というものは當然の処置である、泥い。併しなから憲法は二個人のいのわであります。予備的な行動をどの程度

整に当らせ、又第三十二條において、
ら支出することといたします。

る。[さういふ事情が問題としておられ、
御承知のごとく憲法第十二條並びに十

俵だとか、或いは土砂だとか、その他

の必要品の保管を或る者に命ずる、或
いは或る者からそれらの物を収用し
て、これを或る倉庫に入れて置くとい
うようなことは、これは當然しなけれ
ばならぬ。十三條は若しそういうよう
な保管を命じられ、若しくは物資を収
用して置く場所、若しくは人、その人に
対して、今利根川のどこそこが決壊し
た、さあお前さんはこれ／＼の物資を
持つておる筈だから、それをすぐ出せ
関係大臣がそれを命じた。私持つてお
りません、いや持つておらん筈はない、
持つておる筈だ、いや持つておりませ
んというときに、さうかといつて、そ
のまま引き退がるということとは、國
民の福祉を増進することになるのか、
確かに持つておるといふ確証を握つて
おるに拘わらず、本人がこれを拒むと
いうときに、係官をしてその者の倉庫
の臨検をさせる、或いはその者の置い
ておる場所を検査するといふようなこ
とが、これは憲法違反だといふことと
あれば、さういふ緊急な処置を執るこ
とはできないといふことに帰するの
であります。でありますから、非常災害
の場合において、この憲法の第十二條、
第十三條のいわゆる國民の福祉を害す
るようなことを予め予防し、若しくは
今現に目の前に迫つておるその災害を
救うために、この災害救助法の十二條、
十三條の処置を執るといふことは、こ
れは當然のことであると私は考えてお
るのであります。これが憲法違反であ
るということであれば、もう客観的に
見て、この処置を執る以外に方法はない
といふときに、個人の自由を尊重し
なければならぬといふて、個人の拒む
がために、その必要な物資を保管して
あると認めらるべき場所に臨検ができ

ない、認めらるべき品物を収用するこ
とができないときに、我れ何をかなさ
んであります。さういふようなことに
私共考えておりました、只今衆議院に
おいてこれが問題になつたといひます
るのは、今岡の水害の起らない前にお
いて、それが論議せられたのでありま
すが、今日においては私は衆議院の諸
公におかれまして、余程これらの点
が頭を突つておるのじやないかと考え
ておるのであります。さういふ意味に
おきまして、どうか慎重に御審議を賜
らんことを重ねてお願いいたします。
○米倉龍也君 よくその点分りました
た。非常災害の場合には當然そのこと
は行なつて差支ないと思ひます。さ
が、前以てさういふことを予想して、
物資なり資材なりを準備して置く、用
意して置くといふその際の処置とし
て、第十二條の収用とか、或いは保管
命令といふようなことを前以ての処置
として、さういふ処置をやはりしなけ
れば、さういふ準備はできないのであ
りましようか。非常災害のときには、
これは非常災害でありますから、い
いのであります。それ以前の準備の
ときには、何か普通の手段でさういふ
事情ができやせんか、ここに相当多く
の人々の心配がありはしないか、さう
思ふのであります。その点どんな開
係になつておりましたらうか。

○國務大臣(一松定吉君) 私は非常災
害において十三條の措置が認められ
る、或いは非常災害に際してこの物資
の保管を命ずる、若しくは物資の収用
を命ずることができるといふことを肯
定して頂きますならば、非常災害の
起るといふようなことが予知せらるる
ような場合に、平素これを備蓄して置
くといふことは當然の処置である、泥
棒を捕えて縛をなうといふことが愚か
な策であるといふことと同じことであ
ります。今非常災害が起つて、そこ
で初めて物資の保管を命ずるとか、物
資の収用を命ずるといふことであれ
ば、泥棒を捕えて縛をなうと同じこと
であります。六日の青浦、十日の菊
でありましては何もありません。平素に
準備して置いていつても非常災害があ
るときには直ちに活動のできるよう
にするとは、即ち非常災害において緊
急処置をとる一つの延長せられた手段
であると私は考えております。

○中平常太郎君 今の御質問に對する
御答弁はちよつとまだポイントが外れて
おるように思われますが、私は他の観
点からまあ討論する上におきまして
の御参考まで申し上げたり、又我々考
える上においてそれは一つは考えて見
たいと思ふ点を申上げて見たいと思
ひます。

この度の民法の改正におきまして、
第一條には「私権は總て公共ノ福祉ノ
爲メ存ス」といふことがございま
す。これはある人から言つたならば、
大變問題にいたしてございまして、私
は公共の福祉のために存すといふこと
がいわゆる憲法違反であるといふよう
な論をする者がございしますが、これは
実に最高の道徳を講じたものでありま
して、我々は全面的にこれに賛成する
一人であります。私権といふものは公
共の福祉を毀却した私権はない。これ
は私は文化國民と云ふ、又將來の理想
を持つておる國民といたしましては、飽
くまでもこの大方針に立つべきだと思
ふのであります。公共の福祉を阻害し
て私権が成立つ、といふことはあり得な
い。併しながら憲法は一應個人のいわ
ゆる私権は侵すべからざるものとつ
ております。而して私権が尊嚴なこと
は申すまでもありませんが、やはり民
法はそこにおいて公共の福祉のために
存すといふことで、私権に對して一つ
の制約が行われておるような民法の改
正案が出ております。これはまだ現在
研究中でありまして、さういふふう
になるか分りませんが、政府の狙つてお
るところは、最高の道徳を狙つておる
のでございします。それを考えて見ま
すといふと、やはり今厚生大臣の御説明
になつたように、非常災害において非
常の処置をとられる、それが私権によ
つてとることができないといふような
障害があつてはいけないといふことは
御尤も千萬であります。その点に對
して疑義を持つておるといふ衆議院は
どういふものであるかと私思ふのであ
りますが、さういふことを考えて見ま
すと、これはまだ今日意見を申上げる
のではありません。今さういふことを
考えつつ我々はこの問題を慎重に討議
しなければならぬといふ意味を以て申
上げただけであつたが、今米倉さん
の御質問の点は、災害の起らざる前に
予知し得ざる問題に對して強権を発動
して保管せしめたり、或いは又収用せ
しめたりするやうな予備行動をするの
ではないかといふやうなふうの強い心
算があるのではないかと申したのであ
ります。その点は大臣は今御答弁にな
つたのであります。予知し得ざる災
害のために保管を特に命じたり、或
いは又特に収用の命令を発したりする
やうなことはあり得ないやうに思つて
おりますが、予備的な行動をどれ程と
られるかといふ御質問だつたと思ふの

であります。予備的な行動をどの程度
おとりになるか、その点を御答弁願
ひましたらば、我々も安心する次第で
あります。

○國務大臣(一松定吉君) 私の答弁が
少し足りない点がありまして、予備
的な行動をやらねばこの十二條によら
なければならぬと思つております。た
だそれは第八條を御覽給つた。つま
り關係大臣が勝手にやるのではござ
いません。いわゆる中央災害救助協
議会がさういふことをしなければなら
ないといふ計画を樹立いたします。そ
れについてはセメントを用意しなければ
ならぬ、空俵をどうしなければならぬ
、どこそこ木材をさうして置かなけれ
ばならぬ石をさうして置かなければな
らぬといふやうなことを、この中央災
害対策協議会が計画を樹立して、その
樹立した計画を実施するに必要な措置
をとるために、この物資の保管だとか
、或いは収用だといふことを予備
的にやる、さういふやうなことを御承
知を願ひたいのであります。關係大臣
がただ自分だけの考えでどういふとい
うことでもありません。衆議を集めた
委員会においてさういふ計画を立て
て、さうして置かんと非常災害対策に
ならぬといふ計画を立てた時分に、そ
れに必要なことをこの十二條において
やる、さういふことである。かように
御承知を給つたと思ふのでありま
す。

○米倉龍也君 まだちよつとくだいよ
うですが、お尋ねしたいのですが、そ
れは結局予備的なことではあります
で、實際それを行うのは平時でありま
す。まだ災害がないときであります。
平時の予備的なことをするのは、も

第七節 厚生委員会 第十七号
昭和二十二年九月二十二日 (參議院)

つと外の当分の処置で、物資の調達などをすることができると思ふのであります。收用だとか、或いはこの強権発動的な命令だとかいうことでなく、相互の話し合いと申しますか、普通の手段でそういうことが私はできると思ふのであります。若しそれができな

ことを予想してお話になりましたが、この災害救助法は私はいさうものは予想してない、こゝろ思ふのであるます。むしろ食糧とか被服とかさういふものであつて、土木工事の材料は本災害救助法の眼目ではない。従つて只今米倉委員からいろいろとお話のありました点について、従来のこの國民の経験から申しますと、戦争の空襲による、あの戦災者保護といふものが、主として食糧、衣料といふようなものを政府が備蓄をしておる。今回狙つておられるのはあつたやうな状態のもの

災害救助法の目的でありまして、この應急的に、必要な急助を行ふ云々といふことにつきまして、食糧若しくは衣料の含むことは当然である。それ以外にそれを救うために社会の秩序の保全を圖らなければならぬといふような、應急的の措置に必要であります。物資の確保、若しくは保管、收容とかいふようなことは当然含むのである。でありますから先刻私が例に挙げました空襲或いは木材或いはセメントとかいふようなものも、これはいわゆる緊急処置の必要な物資と、八條の中央災害対策協議会において計画を立てれば、その計画に必要な品物は災害救助法において收容し、確保し保管することになるといふ建前でありまして、食糧、衣料は勿論のことでありまして、それ以外のものもこの規定によつて処理されるものと考へておるのであります。

るのであります。例えば大災害の救助もすれば、さういふふうに対応した計画もえられます。非常に災害の種類が多いといふ点を御了解いただきたいのであります。それに対応するいろいろな施策といふことになりまして、例えば大臣は利根川の災害を一番身近な例としてお引きになつたのであります。それであらういふに仰せられたのであります。草葉委員の仰せのように、土木工事を本格的にやるといふ点までは災害救助法は含んでおらないのであります。ただ併し人命の救助なり、或いはここにありますやうな、大臣のお述べになりましたやうな第一條の目的を達するに必要なるいろいろな救助の種類といふものは予想しなければならぬ場合があるかと思ひます。さういふ場合には二十三條の第八号の命令を以て定め、必要であるならば追加するといふことも又災害の種類に應じては必要でございます。さういふ場合も予想しておるわけでございます。ただ仰せのやうに、普通の災害でありますれば、これは衣料でありますとか、或いは食糧でありますとかいふやうなものが主になりまして、草葉委員の御指摘の通りであります。

と思ひます。今日までの主食以外のすべての物が闇に流れていくといふこと、余りに人民を丁寧にし過ぎて遠慮し過ぎて、さうして人権尊重、人権尊重と言つたからであると思ふのであります。又一つは勇敢で命懸けの政治家が出でないからであると思ひます。救急をせんがために、急を救はんがために、少々の犠牲者はどうしても止むを得ないと思ひます。さうして悪性なものはドイツのように死刑に処してよい。アメリカの先の暴行者に対する銃殺をしたやうな処置をとつてもいいと思ひます。たとい親であるが、子であらうが、孫であらうが、少数の犠牲者として、それは断じて罰していいらしいの処置があつてもいいと思ひます。これに対して大賛成でございます。

○國務大臣（松定官署） それは勿論今あなたの仰せになりました通りでありまして、個人に、あなたはさういふ物を持つておるやうである、じゃ出して頂けませんか、ええ出しました、それは値段は幾らですか、ああさうですか、さういふので拂います。併しなから私の持つておるものは出しやせん、例えば今物が持つてゐることによつて段々物の値段が高くなる、今出すよりも後に出す方がよろしいといつて政府の協議に應じないといふやうな者がな

○國務大臣（松定官署） これは法文に書いてありますやうに、つまり第一條に規定してありますやうに、非常災害に對しまして應急的に必要な救助を行ふ、そして災害に罹つた者の保護と社会の秩序の保全を圖る、これが

○草葉委員 もう一つ念のために、結局例えは今回の堤防の欠損場所の増強とか、言ふところの河川工事などの費用も、この災害救助法の費用で出せるのであります。

○小杉委員 私は第十三條の大臣の説明に對しましては大いに賛成するものでございます。その通りでなければならぬと思ふのであります。ただ立ち入り検査をするといふ点に對する官吏の態度、ここに一つの技巧が要すると思つておられます。礼儀的に重きを置いて検査をすればそれでよいと思ひます。又飢饉を救はんとして検査する、買収をするとは断じて人権蹂躪ではない

○三木治郎君 第二章の救助の点に關しましてちよつとお尋ねいたしたいのであります。御承知のように、今日の日本といふものは軍隊といふものがなくなつておられます、勿論在郷軍人会などといふものもなくなり、或いは政府の息の掛かつてきておたところの青年團その他のやうなものもなくなつておられます。大災害が起つた場合に、相當組織と訓練を経たものが出動するのではないと、ただ多数の人間が出来ることは、いわゆる頼次馬的な騒ぎになつて、救助の目的を達することができないのではないかと

○草葉委員 私も今のこの二つの條項について、先程來の厚生大臣の御答弁に對して更に伺ひたいと存じます。厚生大臣の御答弁を伺つておりますと、今向の関東の水害によつて、堤防が切れる用意とか、或いは空襲とい

○國務大臣（松定官署） これは法文に書いてありますやうに、つまり第一條に規定してありますやうに、非常災害に對しまして應急的に必要な救助を行ふ、そして災害に罹つた者の保護と社会の秩序の保全を圖る、これが

○草葉委員 もう一つ念のために、結局例えは今回の堤防の欠損場所の増強とか、言ふところの河川工事などの費用も、この災害救助法の費用で出せるのであります。

○小杉委員 私は第十三條の大臣の説明に對しましては大いに賛成するものでございます。その通りでなければならぬと思ふのであります。ただ立ち入り検査をするといふ点に對する官吏の態度、ここに一つの技巧が要すると思つておられます。礼儀的に重きを置いて検査をすればそれでよいと思ひます。又飢饉を救はんとして検査する、買収をするとは断じて人権蹂躪ではない

○三木治郎君 第二章の救助の点に關しましてちよつとお尋ねいたしたいのであります。御承知のように、今日の日本といふものは軍隊といふものがなくなつておられます、勿論在郷軍人会などといふものもなくなり、或いは政府の息の掛かつてきておたところの青年團その他のやうなものもなくなつておられます。大災害が起つた場合に、相當組織と訓練を経たものが出動するのではないと、ただ多数の人間が出来ることは、いわゆる頼次馬的な騒ぎになつて、救助の目的を達することができないのではないかと

助組織を持つのかといふことに大なる

ますし、物的の方面も誠にその通りで

ならんといふふうに思つております。

發動して行かなければならんわけに

ますれば、ますますいいのじやないか、こ

が切れる用意とか、或いは空襲という
護と社会の秩序の保全を図る、これが
いる要つて来るような場合も予想でき
をすることは断じて人権蹂躪ではない
法、どういふ仕組で以てその強力な救

助組織を持つのかということに大なる不安を感じるわけがあります。こういう点に対して御説明を願いたいと思います。

それから次に費用の方の問題であります。三十八條に最少限度五百萬円の救助基金を積立てなければいけないというところが記されておられるのであります。今どきの五百萬円という金は、昔の金の百分の一と換算すれば、僅かに五萬円の金ということになるのであります。これは至つて額が少な過ぎると思ふ。勿論今日地方財政においても非常に窮乏しております。なか／＼財政的に余裕のないことは重々分つております。併しこれは積立てるのでありますから、少くともちよつと聞いてみて多少安全感をすべての人が持つ程の金額にする必要があるのではないかと。それは一時に出すものでなくて一定額を積立てておればよろしい。これの十倍くらいの額にしておいても、長年掛かつて積立てるのでありますから一向差支えがないのであります。そうすることによつて、金もこれだけある、これだけの有力な救助組織を持つておるといふところに國民の安全感が生じて来るのじやないかと思ふ。そういう点に對しまして一つ御意見を伺ひたいと思ひます。

まず、物的の方面も誠にその通りであります。かてて加へまして、まだアメリカの進駐軍が現在おられて、今回の災害等に対しまして非常に援助を頂いておられることを御報告申し上げたいと思ひます。或いはあの海の上になつております沼の中に、アメリカ軍の方からも非常に沢山の舟をやつて頂いて、これが救助なり何なりいたしておるといふような実情でございます。それから又活潑なる救助隊組織というもので御指摘のように平素から相当訓練をしておつた者がなければならぬといふこともその通りであります。この点につきましては法律にも特に強力なといふ文字が入つておられるのは、多少そういうふうな氣持を現わしたつもりであります。これは何といたしまして、第一線の救助はこの法律にもございまして、第一線の都道府縣知事が先ず當るといふことになつておられるのであります。都道府縣知事の下にいて組織を作らせる予定でございます。大體縣廳の組織を主にいたしまして、縣廳の組織を災害救助組織といふものに振替へて行くようなことにならうかと思ひます。只今のところでは縣廳に大體六分ぐらゐの組織を持つておられるのじやないかと思ひますが、普通災害が起きました場合に、今回の災害でも各府縣知事を隊長にいたします災害救助本部といふものを、現在もやつておりますが、そういうふうなものができると思ひます。これを中心にしまして、或いは只今御指摘になりましたような場合は、青年團或いは消防組といふようなものが現在ございまして、これらのものを十分平素から訓練をして置きましてやつて行かなければ

ならんといふふうな思つております。これらの組織につきましては、本法を御議決になりまして、法律で制定いたしますれば、直ちに組織を命じまして、平素から十分訓練をいたして頂きたいといふふうな心得でございます。それから第二に御質問になりました点でございますが、災害救助基金の最少額を五百萬円とした、その根拠は非常に少ないのじやないかといふ御意見、誠に御尤もに拜聴いたしましたのでございます。実は御承知のように災害救助法の前に大臣からも先刻提案の理由がございまして、この災害救助法が目標として積立てておりますのが、現在大變少く恐ろしく入るのですが、五十萬圓といふことになつております。北海道だけは地域の關係等もあつて百萬圓として積立てておる、現在では全國におきましても約九千萬圓ぐらゐの總額しかないわけでありまして、大臣からお述べになりましたが、先般衆議院で、この前の議會であつたか前々の議會でございまして、災害救助基金法の一部を改正する法律案の際にも、金額の点について御指摘になりました、そんな少ないことではどうもならんぢやないか、せめて十倍ぐらゐにしたらいいぢやないかといふ御意見もあつたのであります。先程草葉委員に對しましてお答え申し上げました通り災害の種類は大いなるの考慮と関東大震災或いはそれ以上のもの予想しなければなりません。或いは小さいものになつて参りますと、村落等で二十軒家が焼けたといふようなものに対しても、これを

発動して行かなければならんわけでございます。大きい災害になつて参りますと、この三十六條にございまして、補助率によりまして、殆ど大部分のものを國庫から負担してやるといふこととでなければ用をなさないうようなものもございまして、そういう場合には或いは縣で賄つて頂く、或いは縣が賄えない場合には、取敢えず金融的措置を應急に講じて措置を立てるとか何とかして、後で処理しなければならんといふふうにもなるわけでありまして、取敢えず準備をさせて置くといふことは、或る程度の災害のことを予想して又こういう際に余り沢山の金額を備蓄するといふことにするのじやないかといふふうなことを考へまして、一應五百萬圓、これでありまして、まず大部分のものは府縣で賄つて行ける、これで用が足りるのじやないかといふのでございまして、國庫補助が発動いたしますのは、御承知のように三十六條にございまして、ここにありますように國稅の基礎になります数字、その一倍半といふことになるわけでございますが、これを總計いたしますと、全國で約七億七千萬圓ぐらゐ、一縣にいたしますとこれが大したことはございませぬ。それを越す額になつて参りますと、國庫補助が発動することになります。そこらところを勘案いたしまして、まずこれぐらゐのものを常備として置いて、取敢えず小さい災害については中央、地方協力して適當な措置をとることによつて、只今申したような措置をとることによつてやつて参りますれば、まずいのじやないか、こんなやうなふうのものを考へまして、一應最少額は五百萬圓とする。五百萬圓にいたしまして、実は現在の災害救助の備蓄の額は全体で八千萬圓で、これから余程努力しないと、これにも達しない。併し余り無理をしないで、取敢えずの目標額は一府縣五百萬圓といふやうなところでやつて、必要且つ十分と一應認めた次第でございます。

○井上正三君 三十二條に「救助又はその應援の実施に關して必要な事項を日本赤十字社に委託することができ」といふことがございまして。救助は二十三條にございまして、これらの救助に必要な物資を、政府では赤十字社の負担から除外させる考案がありますか、それを承りたい。

それとも一つ救助者のことでございまして、赤十字社はこれまで救助者の陣営を戦争の場合でございまして持つておりましたが、こういう平時の場合でございまして、赤十字社も各種の團體や、いろ／＼な方面から應援して頂かなければならんことになつて思ひますが、こうしたあらゆる團體や、赤十字社を一つの大きな組織にして救助を強力なものにするおつもりがありますか、その点承りたいと思ひます。

○政府委員(高橋嘉實君) お答へ申し上げます。第一に御質問になりました三十二條の点でございますが、日本赤十字社に委託をして参りたいと考へておりますそのことでございまして、軍がなくなりました後の日本赤十字社の使命といふことに鑑みまして、日本赤十字社におきまして先般すでに定款の

変更をいたしました。みずからこういふ災害救助の仕事をやろうということにして、御指図にございまして。と申しますのは、御承知のように万国赤十字社が、大抵軍備を持つております所は、戦時になりますれば、軍の救助に切り替えるのでございまして。そうでない場合におきましては、平時でも赤十字社というものが相当な組織を持つておりまして、災害救助をいたしておるのが現状でございます。アメリカ等におきましても、殆ど災害というものに對する訓練がすでにございまして、アメリカ赤十字社がこれを取扱つておるといふのが、大抵進んだ國の赤十字における実例のように承知いたしてございまして。日本赤十字社もそれに倣ひまして先般みずから定款を変更しておることだと思つてございまして。こういうふうなことから万国赤十字の例に倣ひ、日本におきましても災害救助というふうなものが、漸次日本赤十字社を強化することによりまして、そういうふうなことをやらして参るといふことが適當ではないか。そうすればこれは日本赤十字社がやがては万国赤十字に繋がることにもなりますし、又現在の日本の情勢から申しますれば、日本赤十字社が救助をいたしておるといふふうなことでありますれば、外國の赤十字社からのいろ／＼な方面の援助も受け易いような恰好にもなりますしこの法律におきましては、先程大臣が仰せられましたように、第一條にも、日本赤十字社というふうな文字を特に明らかにいたしまして、この方と協力して、政府が赤十字社或いは國體、國民一般と協力して災害救助に當たる、こういうふうなことをいたしたのでございまして。そこ

で特にこの法律で日本赤十字社の部分というものをはつきりと浮び上らせまして、御指図になりました三十二條の外に、或いは救助のところで特に日本赤十字社をしてやらせるようなことがございまして。そんなようなことをやらせまして、政府と一緒にやつてやらすということにいたしましたのでございまして。三十二條の点におきましては御指図のように「救助又はその應援の実施に關して必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。」というように法律で決めて願ひまして、救助自体、これは現在の赤十字社は大変微力でございますまして、そういう大役を負擔せざるで、漸次整備をいたして参つて、救助自体の仕事を委託するということもいたしたいと思つております。或いは救助の應援の実施というふうなもの、日本赤十字が各府縣にずつと組織を持つておりますから、そういうふうなことでやらして参りたいといふふうなことでございまして。只今お尋ねになりました物資というふうな点は、只今のところではとも日本赤十字社に背負わせることはちよつとむずかしいのじやないか、只今法律が決まりましたら日本赤十字社に委託をしたらと思ひますのは、赤十字社が持つております医療の組織、あの組織を利用いたしまして、実際の救助事務をまず委託するといふことにしたらどうかといふふうなことを考へております。それから第二のお尋ねでございまして、こういう場合にはいろ／＼火山の方に働いて頂くのでございまして。大変有難いことではございますが、そういう

場合に何か連絡統制をいたして強力な組織となつて、一体となつて活動する必要があるのじやないか、誠に説教の通りだと思つております。今同も現地に大臣もお出でになりました。私も行つて参つて見たのであります。私もやはりそういう点も痛感されるのであります。何か統制をする適當な機關があることが必要だと思ひまして、この法律でも第二十一條の第二項に政府の指導監督の下に、救助に關するいろ／＼な團體、私人でございまして、公共團體等はこれは別でございまして、政府の系統で行きますから、その外の團體、或いは個人の人なす協力というものにつきましては、日本赤十字社をその方の連絡調整の機關にいたしまして、或いは義捐金の募集をいたしますとか、或いは現地におけるいろ／＼な活動にいたしまして、日本赤十字社といふものにそういうことをさせる。そして日本赤十字社がばら／＼にいろ／＼なことをやつてしまふと、そこに弊害がございまして、先程大臣もお述べになりました中央對策委員會或いは地方對策委員會、それに日本赤十字社も當然委員會に加つて頂きますと、強力な組織、先程三本委員からお尋ねになりました強力な組織という中にも、日本赤十字社といふものに入つて頂きますと、そうしてそれらと連絡をとりながらやつて参りたい。今度の災害等を見まして、縣廳は非常に多忙でございまして、殆ど民間の連絡、統制といふようなことまで手を伸ばすことはもうできないような実情にあるように見て参りました。そういうふうなときにおきましては、日本赤十字社といふものを漸次強化いたしまして、強力な

る日本赤十字社がやるのが適當だ、こういうふうなことを認めました。こういうことに第二十一條の第二項があるわけでございます。○中平常太郎君　もう少しお尋ねいたしたいのですが、備蓄といふものは予知せざる以前にしなければならぬのであります。法律にいたしましては結構であります。現在の事情から申しますと、物資が甚だ欠乏してございまして、現在口に入る物さへも足りない場合に備蓄ができるかどうか、医薬品は別といたしまして、食糧に關する問題は、確證にいたしまして、何にいたしまして、とてもいつ災害があるか分らんといふ場合に、各縣におきまして備蓄としてその外に除けて置くといふことはとてもできないじやないか、各縣が現在食糧に困つておる場合には、これは法律にいたしましては將來性のあるものでありますから結構であります。實際の問題といたしまして、この一兩年は備蓄の品があるかどうか。それから又金額は政府の見るところによりまして六十五倍といつておりますから、五十万円が前に基礎となつておるのであれば、三千万円くらいにならんと六十五倍にはならぬのですが、三本委員のおつしやつた通り五百万円では實際におきまして余りに少いように私も考える一人であります。前に五十万円だつたから五百万円にしたところからいふと、五倍に増やしたことは、余りに減として根拠のないようなことと思ひます。政府の方で六十五倍と見ておるのでありますから、やはり少くとも一千万くらいなところは備蓄の準備金として各縣が積立てて行くべきではないか

と思ひますが、これは意見の方に入りますから、意見を申上げる時分にこういうことを申し上げたいと思つております。とにかくお尋ねするのはこの備蓄品があるかという問題です。これを予知し得ざる以前に各縣が備蓄しちやたらん。現在食糧の備蓄されては持てんのですが、その点は現在どうなさるお考えであるかといふことをお伺ひしたいのです。○政府委員(高橋嘉吉君)　この備蓄の品がなからうといふ御心配は誠に御尤もでございます。実は只今のところでは災害用の備蓄といふのは殆んどない実情でございまして。南海の震災の場合におきましては、若干軍の放出物資の備蓄がございまして、これをやつたのでございまして、今回の場合におきましては、そのための特別の備蓄といふものは殆んどない。若干医療等におきましては生産の計画等には災害用の物といふものをに入れて頂いてはおります。併し殆どそのために備蓄できるものはないと思ひます。それで今回のような災害が起きました場合には、一般の需要等から主務省において措置して頂くといふ以外には方法はないわけでございます。誠に心細いといへば心細い状態でありまして。全体が足りないものでありますから如何ともいたし方がないのであります。これを無理をして災害のために適當なるものを使わずにとつておくといふようなことをする意思はございせん。ただ物のできまう状態に應じてやつて参る。ここらは大員がお述べになりましたように、中央協議会で十分練つて、できるだけのことをやつて頂くといふように考へま

ふりにいたしたのでございます。その有難いことでございますが、そういうものを漸次強化いたしましたして、強力なて各縣が積立てて行くべきではないかことをやつて頂くというように考えま

して、無理をする意思はございません。それから五百万円の限度について三木委員の御意見に重ねての御意見でございまして、誠に誤りとおぼしめさせていただきますが、一應先程も申しましたように、三十六條の國庫補助をいたします場合の金額等も参考をいたしておることを一つ御記憶頂きたいと思つたのでございまして。ただ十倍で五百万円というふうにしたと今仰せでございましたが、そういうものもありませんが、実は只今申上げましたように、三十六條にあります地方における地租、家屋税及び營業税の合計額の百分の五ということになつております。今年で申しますれば、分與税の財源になつております分與税の基數の一倍半ということに相成るのではありません。これらの一縣におきまする合計額というものが各縣で決まつて参るわけでありまして、その百分の五を超過する場合に國庫補助が發動するといふわけでありまして、只今申上げましたように、三十八條の基金というものは、大きい場合は予想できませんが、小さい場合はおきましては、備蓄を以て縣限りで措置をして頂くというふうなこともなるものであります。それから、國庫補助の對象となるような場合におきましては、國の方で補助なり或いは金融措置をして取敢えずやつて参るのであります。それまでの間は、一應縣の方で取敢えずのこととしてやつて頂くということで、先ずこれ位のところで我慢しくちやならん、又これ位のところで十分ではないかという考えから決めたわけでありまして、

○山下義信君 本日は第十二條、第十三條を中心質疑しようというところでございまして、その点に關聯してのみに大臣に伺いたいと思つた。この法案は急いでやらなければならぬ法案であり、重大な法案でありますだけに、私共も多々質疑の点があるものであります。右申上げますように、この十二條、十三條の点で一二伺いたいと思つた。この点が衆議院で憲法違反といふことと論議せられてありますことは、これは當然であります。衆議院の方で余程やつておられますので、我々はそれを参考をいたしまして、委員長のお話を参考をいたしまして、これに善処しなすちやありませんが、先程來の大臣の仰せでは、憲法違反ではないと一應の御説明に相成つたのであります。法律家の大臣はよく御承知の上で同よりおつしやつたのであらうと存じますが、我が正面から憲法違反といふようなことを申しますと、それは憲法違反でなといふ御答弁もできますが、少くとも憲法違反の嫌いがあるといふことを申しますれば、大臣はその点は御同意でございます。言うまでもなく旧憲法では、これは法律によるに非ざれば、こゝういふ但書があつて、法律によりさえずれば憲法違反でないといふ陳弁をいたしておつたのであります。今の新憲法にも、公共の福祉に反せずの限りは、こゝういふと讀んである。公共の福祉に反しなされなければ憲法違反ではないと言ふことがございまして、これは三百代言の甚だしきものであります。國民の財産権、住居権というものが保障されております以上、それを侵すような法律を作りますことは、少くとも憲法違反の嫌いがあるといふことだけは明白であります。そこで公共の福

祉といふのはどういふことであるかといふと、言うまでもなく一部の人間の利害は侵害しても、公共の福祉のためにはこゝういふことは成立しません。全部の國民の福祉が公共の福祉でありまして、一部の國民には憲法違反であつても、他の大部分の者に利益を與えるのだから憲法違反でないといふことは成立したと私は考える。憲法論は別といたしまして、憲法違反の嫌いがあるかといふことは、この二條が非常に興味として廣汎に規定されてありますからこゝそ論議に相成るので、公共の福祉といふことが極めて限定されてあります。憲法違反の疑いはなくならないと思つてあります。最前から同僚の各議員が質疑相成り、御心に相成るのはその点であります。この強権の發動をいたします者は、各大臣或いは關係各縣の長官とありまして、これらの強権を持ちます者がすでに多數である。そして平素からやる、非常の場合にもやるということになります。年がら年中この強権の發動をすることができ。そしてそれだけのものをやるのであるかといふ品目、數量に至りましては、草葉集の質問のごとく突に廣汎に亘りまして、その点が明らかでございます。大臣はセメントまでやると言つた。そうすると社會局長が側から助け舟を出して、いやそういう点までは及んでいないのであると言つた。災害の大きいのを目当にしてやるかといふは、災害には種類があつて、小さいのでもやると言ふ。小さい村の二十軒、三十軒はかくのごとき救助法案を作ります。かような大仕掛な組織をいたしません。かくのそれは當然である話であります。かくの

とき組織を持ち、かくのごとき法律を作つてやるやうなことは、余程相當大きな災害を予想しての法律案でなくちやならぬ。して見ますと、災害の種類もいろいろにあるのだといふことになりまして、その必要なるところのこの資料、物といふものは、これは殆ど無制限であります。この法律に掲げてありますことも、実に無制限に掲げてある。かようなことになりまして、平素から災害のため準備だといふは、微発される。災害のために必要なんだからといふは、臨機されるというのでは、誠に憲法違反の嫌いがありはしないかといふことを憂慮するのであります。

最近國會に提出いたされまうところの法律案の中にはかような傾向を持しました法律案が多いのであります。現在私共司法委員會でやつております經濟警察官の法律案は、安本が經濟警察官といふものを作りまして、あらゆる場合に民家に臨検のことができることになつております。かくのごとき重大なる法律に對しましては、我々は慎重にこれをやらなくちやならんといふので、一昨日特別委員會を作つたのでございまして、又この厚生委員會には災害救助法案といふやうな同じような性質を持ちました憲法上重大なる法律案が出ます。そこで私共思ひますのには、これは必要の場合に限るところの時期といふものを、そういう強権を發動いたしますところの時期を先ず定める、平素などという廣汎たることをいわないで、誠に止むを得ざる場合、さつき大臣が條文の一項を抜いておつしやいました。これ又適當でございませぬ。もつと時期を狭めまし

て、そして必要なるところの品目までも限定いたしまして、或る程度まではこゝに掲げる救助のために必要なものはどれとどれと、救助の種類が明らかになつてゐるのでございするから、その品目を予想する。くらしいことはできなくちやならん筈であります。これは序でございしますが、先程社會局長から、土木工事のやうなことは余り予想してないやうな答弁があつたのでございしますが、後の條文を見ますと、土木建築業者をどん／＼と救助のために命令を下す、それがためには、必要な場合には第十二條の但書を適用することができるといふやうな條文もしまいの方にあります。これは本日私共見るのであります。詳しいことは次の委員會に譲りたいと思つた。そういうことでこの十二條、十三條をもつと時といひ、或いは場所といひ、場合といひ、品目といひ、要すれば平素準備をするところの數量といふものまでも明らかにされた方が、憲法違反になる嫌いがないといふのはないか、こゝう考えますので、もつとこれを狭く限定してそういう点を明白にするといふお考えはあるかないか、この点伺いたいと思つた。

次はこの法案をいよいよ実施するといふことになりまして、どのくらいの手算をお見込になつておいでになりますか。いわゆる平素から蓄えまるところの物を買込んで置かなくちやありませんが、どのくらいの手算を見込んでおりますか。伺つておきたいと思つた。

第三は、これでおしまいでございしますが、先般の本會議におきまして、大

して、更に緊急でありますれば予備金等より処置いたします。或いは多額のものでありますれば國會の御議決を願わなければならぬということでございます。この法律に伴います予算というものはございませぬわけでございします。

それから大臣がこの法案に則つてやつたということを仰せられたことはどういふことかというのでございますが、これはすでに政府といたしましては災害等におきましてはこういうふうなやり方でやるのが最善であるとい

うふうに信じてまして、法案を作つてお
りますのでございます。ただ國會の議
決を経なければならぬような問題、
只今御論議になつております十二條
或いは十三條の強權の発動であります
とか、或いは又この義務を命じたりす
るような点につきましては、これは法
律でなければできませんのでございま
するので、そういうものを除きまして、
ただ、この中央、地方の連絡をして、
一々災害が起きたならば、起きた縣か
ら或いは農林省に了解を求めるとか、
或いは商工省に了解を求めに行くとか、
或いは戦災復興院へ行くとかとい
うような、個々の連絡をするような面
倒なことをしないで、法律では中央災
害救助対策協議会というようなことにな
つておりますが、これに類するよう
な組織を、先般十八日でございました
か閣議決定いたしましたので、災害の連
絡の委員会ができるのであります。そ
れを作りまして、委員会で相談をい
たしまして、お互いに情報を持ち合
ひまして、決まりましたものを各省へ持
ち帰るというようなことでなして、そ
の場でお決めを願つて頂いて、帰つた

「この法案は即決せざるを要する」といふことになり、
「でも、非常に心配して家から去らず屋」

この際当局にお願いして置きたいと
「應急措置を講じようということに關

の場でお決めを願つて頂いて、帰つた

で申合せておりますから、この点も御了承願ひたいのであります。

それから救助の手を差伸べなければならぬことは、これは御意見の通り御尤もであります。ただ私もあなたと同様、善悪を果は持つておるので、

いゝる人々がいろ／＼な方法によつて
 募金の募集をやるといふことは、こ
 れは非常によいことでありますが、そ
 の義捐金の募集の結果、集めた金品
 果して目的の通りに使用せらるるの
 あるか、或いは成る一部の不正者が
 を義捐金募集に藉りて不正な措置を
 るのではないか、若しそういうよう

ことがありますが、折角義捐した人の立派な心を、そういう人々の不行為によつて悪用するということになりますと、義捐する人が非常に喜で義捐するということが行わないようになる、又義捐をした人は、自分らの義捐したその金品はいに措置せられたであろうかというは、必ずこれは考えるのでありますそれらのことも最も明瞭に、一点のいも入れる余地なからしめるような置をとらなければならぬ、というこ

は、あなたの御主張と全く同感で、はそれらの点につきましても、一つ分に適當な措置を講ずることについての努力を惜しまないということを申上げて置きたいのであります。

○中平常太郎君 第十二條十三條でありますが山下委員の御心配もやはり理からん点もあるのであります。これは意見でありますが、意見はここで申上げませんが、意見を作るための者に御質問申上げるのであります。

考に御質問から出てお

体十二條は第八條の問題から出てお

100

得んというのは、災害発生時における

的情勢で、その事実と睨み合せて、こ

る。第十二條、第十三條におきまして

ために、或いは通牒をするとか備蓄を

時間が過ぎましたが、青年禁酒法に關

します諸願の紹介者が、特に見えて
おるわけでございます。この機会に今
暫く御辛抱願つて、青少年禁酒法に賛
成或いは反対の諸願を片付けてしまつ
てはいかかと思ひますが、いかがで
ございましょう。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員長(塚本重蔵君) それではこの
際諸願文書表第五十一号の青少年禁
酒法制定に關する諸願を議題にいたし
ます。紹介議員島清君の御説明を願ひ
ます。

○委員外議員(島清君) 御紹介を頂き
ました島でございます。青少年禁酒法
制定に關する諸願の紹介議員になつて
おりますので、諸願者長野縣の百瀬
幸人外二百二十名の意思を代表いたし
まして、諸願の趣旨を御説明申し上げ
して、皆様の御了解を頂きたくと存ず
る次第であります。

諸願全文にわたりましては各位の
お手許に御配付済みのことと存じま
すので、その全文を讀上げる煩を省
略して頂きまして、極く簡単に趣旨
の説明を申し上げまして頂きたくと存
するのであります。

先ず青少年の禁酒法制定に關しまし
ては、いろいろ御議論もあらうことか
と存するのであります。俗に酒は百藥
の長とまで言われておりますので、
お酒に親しんでおられる方々の面から
いいますならば、とんでもない法案
だとかやうなお叱りを頂くのではない
かと思ひますが、併しなが
らこれは酒に親しんでおられた方々の
面からいたしますならば、さうで
ございするが、成るべくならば青少
年の方々にこの酒に近づく機会を少く
したい、禁止したいというやうな趣旨

第七部 厚生委員会 議案第十七号

昭和二十二年三月二十二日 〔參議院〕

なのでございまして、それは俗に酒は
百藥の長といわれておりますところ
の半面におきましては、酒は又百害の
因であり、罪惡の根源であるともい
われておるのであります。このことに
つきましては、世界の犯罪史が、犯罪
の裏には酒があるというやうなことを
指摘しておるのであります。医学的
に見ましても、酒の害は指摘されてお
るのであります。青少年の方々に
酒を飲ましてよろしい、よい結果が得
られるというやうな医学的な証明は、
寡聞にいたしまして今日まで承つてい
ないのであります。又遺傳學上からい
たしまして、酒の害が指摘されてお
るのであります。併しながらかよ
うに理論的なことを申し上げますなら
ば、これは現學と理想論の、丁度平
行線の二直線のごとくに相一致しない
理論の立て方にならうかと心配をする
者でございます。とにかく過去の旧憲
法下におきますところの議會におき
まして、禁酒法制定の努力が幾たび
かなされておつたことを記憶いたしま
する場合には、平和國家の建設に私た
ちが努力をいたしまして、更に聯合國
家から、平和國家の仲間入りをした國
家として認められた場合に、初めて独
立國家として認められるのだというよ
うな今日の日本の段階下におきまして
は、あらゆる面から眺めまして、青少
年に酒を親しむ機会を成るべく與えな
いというやうな理想的な法律がもう制
定をされました。結構な時機ではな
いか、かやうに考えまして、諸願者各
位の趣旨を了いたしましたして、參議院
の一員といたしまして、その紹介の勞
をとつた次第でございします。

大要に議論がましいことを申し上げます。

して恐縮ではございますが、希わく
は諸願者諸君の趣旨を了とせられまし
て、この法案の制定の運びに至ります
間、皆様の御盡力をお願いを申し上
げまして、甚だ簡単に恐れ入ります
が、紹介議員といたしまして、趣旨の
御説明を終ることにいたしましたと思ひ
ます。(拍手)

○委員長(塚本重蔵君) この機会にお
語りいたします。今日の會議日程には
載つておりませんが、この機会
に本委員會に付託になりました諸願文
書表第二十一号の、青少年禁酒法制定
反対に關する諸願を、議題にすること
に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(塚本重蔵君) それでは御異
議ないものと認めまして、これを議題
にいたします。諸願文書表第二十一号
青少年禁酒法制定反対に關する諸願、
紹介議員藤森眞治君に發言を許しま
す。

○藤森眞治君 私は東京都小池一惠外
六十九名の方々の本案制定反対に關す
る諸願の紹介議員でございます。こ
の内容につきましてはすでに昨日幾々
述べておられますので、ただ反対の
諸願書をお取次ぎするということにい
たしまして、諸願の理由はもう盡され
ておりますので省略いたします。改
めて又私の意見を、又委員としての意
見は別の機会に述べたいと思ひます。

○委員長(塚本重蔵君) 尙お語りいた
し。青少年禁酒法制定反対に關する
諸願が尙二件残つております。諸願文
書表第七十一号と諸願文書表の第七
十九号であります。この紹介議員は
今回の水害等の影響を受けまして、今
暫く登院が不可能なやうな状態にあ
るか推察せられるのであります。一昨

日の會議にもお語りしたのであります
が、本日尙見えませんので、この機会
に先に申し上げましたやうに、本常任委
員会の専門調査員から代つて説明する
ことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(塚本重蔵君) それでは代つ
て紹介して頂くことにいたします。兩
諸願に關しまして、本委員會の専門調
査員から説明を聞くことにいたしま
す。木村盛君。

○専門調査員(木村盛君) 諸願文書表
第七十一号の諸願につきましては、概
要を申し上げます。禁酒論者が酒類の社會
的効果は余りこれを認めないで飲み過
ぎによる弊害だけを誇張して、又最近
の時局に便乗して、いろいろな美名
の下に日本を絶対酒なしの國にしよう
とすることは、法律の力を濫用するもの
であつて、これは人類天賦の好みを禁
止し、多數の犯罪者を輩出せしめる結
果になるものである。これは明らかに
國家の將來に對して弊害を伴うもので
あるから、青少年禁酒法はこれを否決
せられたいという諸願であります。こ
れは姫路市平野院三外一千八百十二名
の署名によりまする正規の諸願であり
ます。

もう一つ諸願文書表第七十九号や
はり同様青少年禁酒法制定反対に關す
る諸願であります。内容は只今申し上げ
ました第七十一号諸願と同様でありま
して、これは更に生産の低下を來すこ
とを憂慮され、更に又前途ある青少年
を、無暗に刑務所に追ひ込むやうな惡
法の制定は絶対に反対する、こゝにい
たやうなものが諸願の文意の大要をな
しておるのであります。栃木縣塩谷郡
鈴木實外二千二百九十二名の署名によ
りまする正規の諸願の受理になつてお

ります。以上。

○委員長(塚本重蔵君) 一昨日並に本
日取上げました青少年禁酒法制定に關
して、反対或いは賛成の諸願、即ち文
書表第五十八号、同第七十一号、同第
七十三号、同第八十七号、同第九十四
号、同第九十五号、同第九十七号、同
第九十八号、同第九十九号、同第一百
号、同第一百零一号、同第一百零二
号、同第一百零三号、同第一百零四号、
同第一百零五号、同第一百零六号、同
第一百零七号、同第一百零八号、同第
百一十号、同第一百一十一号、同第
百一十二号、同第一百一十三号、同第
百一十四号、同第一百一十五号、同第
百一十六号、同第一百一十七号、同第
百一十八号、同第一百一十九号、同第
百二十号、同第一百二十一号、同第
百二十二号、同第一百二十三号、同第
百二十四号、同第一百二十五号、同第
百二十六号、同第一百二十七号、同第
百二十八号、同第一百二十九号、同第
百三十号、同第一百三十一号、同第
百三十二号、同第一百三十三号、同第
百三十四号、同第一百三十五号、同第
百三十六号、同第一百三十七号、同第
百三十八号、同第一百三十九号、同第
百四十号、同第一百四十一号、同第
百四十二号、同第一百四十三号、同第
百四十四号、同第一百四十五号、同第
百四十六号、同第一百四十七号、同第
百四十八号、同第一百四十九号、同第
百五十号、同第一百五十一号、同第
百五十二号、同第一百五十三号、同第
百五十四号、同第一百五十五号、同第
百五十六号、同第一百五十七号、同第
百五十八号、同第一百五十九号、同第
百六十号、同第一百六十一号、同第
百六十二号、同第一百六十三号、同第
百六十四号、同第一百六十五号、同第
百六十六号、同第一百六十七号、同第
百六十八号、同第一百六十九号、同第
百七十号、同第一百七十一号、同第
百七十二号、同第一百七十三号、同第
百七十四号、同第一百七十五号、同第
百七十六号、同第一百七十七号、同第
百七十八号、同第一百七十九号、同第
百八十号、同第一百八十一号、同第
百八十二号、同第一百八十三号、同第
百八十四号、同第一百八十五号、同第
百八十六号、同第一百八十七号、同第
百八十八号、同第一百八十九号、同第
百九十号、同第一百九十一号、同第
百九十二号、同第一百九十三号、同第
百九十四号、同第一百九十五号、同第
百九十六号、同第一百九十七号、同第
百九十八号、同第一百九十九号、同第
二百号、同第二百零一号、同第二百零
二号、同第二百零三号、同第二百零四
号、同第二百零五号、同第二百零六号、
同第二百零七号、同第二百零八号、同
第二百零九号、同第二百一十号、同第
二百一十一号、同第二百一十二号、同
第二百一十三号、同第二百一十四号、
同第二百一十五号、同第二百一十六号、
同第二百一十七号、同第二百一十八号、
同第二百一十九号、同第二百二十号、
同第二百二十一号、同第二百二十二号、
同第二百二十三号、同第二百二十四号、
同第二百二十五号、同第二百二十六号、
同第二百二十七号、同第二百二十八号、
同第二百二十九号、同第二百三十号、
同第二百三十一号、同第二百三十二号、
同第二百三十三号、同第二百三十四号、
同第二百三十五号、同第二百三十六号、
同第二百三十七号、同第二百三十八号、
同第二百三十九号、同第二百四十号、
同第二百四十一号、同第二百四十二号、
同第二百四十三号、同第二百四十四号、
同第二百四十五号、同第二百四十六号、
同第二百四十七号、同第二百四十八号、
同第二百四十九号、同第二百五十号、
同第二百五十一号、同第二百五十二号、
同第二百五十三号、同第二百五十四号、
同第二百五十五号、同第二百五十六号、
同第二百五十七号、同第二百五十八号、
同第二百五十九号、同第二百六十号、
同第二百六十一号、同第二百六十二号、
同第二百六十三号、同第二百六十四号、
同第二百六十五号、同第二百六十六号、
同第二百六十七号、同第二百六十八号、
同第二百六十九号、同第二百七十号、
同第二百七十一号、同第二百七十二号、
同第二百七十三号、同第二百七十四号、
同第二百七十五号、同第二百七十六号、
同第二百七十七号、同第二百七十八号、
同第二百七十九号、同第二百八十号、
同第二百八十一号、同第二百八十二号、
同第二百八十三号、同第二百八十四号、
同第二百八十五号、同第二百八十六号、
同第二百八十七号、同第二百八十八号、
同第二百八十九号、同第二百九十号、
同第二百九十一号、同第二百九十二号、
同第二百九十三号、同第二百九十四号、
同第二百九十五号、同第二百九十六号、
同第二百九十七号、同第二百九十八号、
同第二百九十九号、同第三百号、同第
三百零一号、同第三百零二号、同第
三百零三号、同第三百零四号、同第
三百零五号、同第三百零六号、同第
三百零七号、同第三百零八号、同第
三百零九号、同第三百一十号、同第
三百一十一号、同第三百一十二号、同
第三百一十三号、同第三百一十四号、
同第三百一十五号、同第三百一十六号、
同第三百一十七号、同第三百一十八号、
同第三百一十九号、同第三百二十号、
同第三百二十一号、同第三百二十二号、
同第三百二十三号、同第三百二十四号、
同第三百二十五号、同第三百二十六号、
同第三百二十七号、同第三百二十八号、
同第三百二十九号、同第三百三十号、
同第三百三十一号、同第三百三十二号、
同第三百三十三号、同第三百三十四号、
同第三百三十五号、同第三百三十六号、
同第三百三十七号、同第三百三十八号、
同第三百三十九号、同第三百四十号、
同第三百四十一号、同第三百四十二号、
同第三百四十三号、同第三百四十四号、
同第三百四十五号、同第三百四十六号、
同第三百四十七号、同第三百四十八号、
同第三百四十九号、同第三百五十号、
同第三百五十一号、同第三百五十二号、
同第三百五十三号、同第三百五十四号、
同第三百五十五号、同第三百五十六号、
同第三百五十七号、同第三百五十八号、
同第三百五十九号、同第三百六十号、
同第三百六十一号、同第三百六十二号、
同第三百六十三号、同第三百六十四号、
同第三百六十五号、同第三百六十六号、
同第三百六十七号、同第三百六十八号、
同第三百六十九号、同第三百七十号、
同第三百七十一号、同第三百七十二号、
同第三百七十三号、同第三百七十四号、
同第三百七十五号、同第三百七十六号、
同第三百七十七号、同第三百七十八号、
同第三百七十九号、同第三百八十号、
同第三百八十一号、同第三百八十二号、
同第三百八十三号、同第三百八十四号、
同第三百八十五号、同第三百八十六号、
同第三百八十七号、同第三百八十八号、
同第三百八十九号、同第三百九十号、
同第三百九十一号、同第三百九十二号、
同第三百九十三号、同第三百九十四号、
同第三百九十五号、同第三百九十六号、
同第三百九十七号、同第三百九十八号、
同第三百九十九号、同第四百号、同第
四百零一号、同第四百零二号、同第
四百零三号、同第四百零四号、同第
四百零五号、同第四百零六号、同第
四百零七号、同第四百零八号、同第
四百零九号、同第四百一十号、同第
四百一十一号、同第四百一十二号、同
第四百一十三号、同第四百一十四号、
同第四百一十五号、同第四百一十六号、
同第四百一十七号、同第四百一十八号、
同第四百一十九号、同第四百二十号、
同第四百二十一号、同第四百二十二号、
同第四百二十三号、同第四百二十四号、
同第四百二十五号、同第四百二十六号、
同第四百二十七号、同第四百二十八号、
同第四百二十九号、同第四百三十号、
同第四百三十一号、同第四百三十二号、
同第四百三十三号、同第四百三十四号、
同第四百三十五号、同第四百三十六号、
同第四百三十七号、同第四百三十八号、
同第四百三十九号、同第四百四十号、
同第四百四十一号、同第四百四十二号、
同第四百四十三号、同第四百四十四号、
同第四百四十五号、同第四百四十六号、
同第四百四十七号、同第四百四十八号、
同第四百四十九号、同第四百五十号、
同第四百五十一号、同第四百五十二号、
同第四百五十三号、同第四百五十四号、
同第四百五十五号、同第四百五十六号、
同第四百五十七号、同第四百五十八号、
同第四百五十九号、同第四百六十号、
同第四百六十一号、同第四百六十二号、
同第四百六十三号、同第四百六十四号、
同第四百六十五号、同第四百六十六号、
同第四百六十七号、同第四百六十八号、
同第四百六十九号、同第四百七十号、
同第四百七十一号、同第四百七十二号、
同第四百七十三号、同第四百七十四号、
同第四百七十五号、同第四百七十六号、
同第四百七十七号、同第四百七十八号、
同第四百七十九号、同第四百八十号、
同第四百八十一号、同第四百八十二号、
同第四百八十三号、同第四百八十四号、
同第四百八十五号、同第四百八十六号、
同第四百八十七号、同第四百八十八号、
同第四百八十九号、同第四百九十号、
同第四百九十一号、同第四百九十二号、
同第四百九十三号、同第四百九十四号、
同第四百九十五号、同第四百九十六号、
同第四百九十七号、同第四百九十八号、
同第四百九十九号、同第五百号、同第
五百零一号、同第五百零二号、同第
五百零三号、同第五百零四号、同第
五百零五号、同第五百零六号、同第
五百零七号、同第五百零八号、同第
五百零九号、同第五百一十号、同第
五百一十一号、同第五百一十二号、同
第五百一十三号、同第五百一十四号、
同第五百一十五号、同第五百一十六号、
同第五百一十七号、同第五百一十八号、
同第五百一十九号、同第五百二十号、
同第五百二十一号、同第五百二十二号、
同第五百二十三号、同第五百二十四号、
同第五百二十五号、同第五百二十六号、
同第五百二十七号、同第五百二十八号、
同第五百二十九号、同第五百三十号、
同第五百三十一号、同第五百三十二号、
同第五百三十三号、同第五百三十四号、
同第五百三十五号、同第五百三十六号、
同第五百三十七号、同第五百三十八号、
同第五百三十九号、同第五百四十号、
同第五百四十一号、同第五百四十二号、
同第五百四十三号、同第五百四十四号、
同第五百四十五号、同第五百四十六号、
同第五百四十七号、同第五百四十八号、
同第五百四十九号、同第五百五十号、
同第五百五十一号、同第五百五十二号、
同第五百五十三号、同第五百五十四号、
同第五百五十五号、同第五百五十六号、
同第五百五十七号、同第五百五十八号、
同第五百五十九号、同第五百六十号、
同第五百六十一号、同第五百六十二号、
同第五百六十三号、同第五百六十四号、
同第五百六十五号、同第五百六十六号、
同第五百六十七号、同第五百六十八号、
同第五百六十九号、同第五百七十号、
同第五百七十一号、同第五百七十二号、
同第五百七十三号、同第五百七十四号、
同第五百七十五号、同第五百七十六号、
同第五百七十七号、同第五百七十八号、
同第五百七十九号、同第五百八十号、
同第五百八十一号、同第五百八十二号、
同第五百八十三号、同第五百八十四号、
同第五百八十五号、同第五百八十六号、
同第五百八十七号、同第五百八十八号、
同第五百八十九号、同第五百九十号、
同第五百九十一号、同第五百九十二号、
同第五百九十三号、同第五百九十四号、
同第五百九十五号、同第五百九十六号、
同第五百九十七号、同第五百九十八号、
同第五百九十九号、同第六百号、同第
六百零一号、同第六百零二号、同第
六百零三号、同第六百零四号、同第
六百零五号、同第六百零六号、同第
六百零七号、同第六百零八号、同第
六百零九号、同第六百一十号、同第
六百一十一号、同第六百一十二号、同
第六百一十三号、同第六百一十四号、
同第六百一十五号、同第六百一十六号、
同第六百一十七号、同第六百一十八号、
同第六百一十九号、同第六百二十号、
同第六百二十一号、同第六百二十二号、
同第六百二十三号、同第六百二十四号、
同第六百二十五号、同第六百二十六号、
同第六百二十七号、同第六百二十八号、
同第六百二十九号、同第六百三十号、
同第六百三十一号、同第六百三十二号、
同第六百三十三号、同第六百三十四号、
同第六百三十五号、同第六百三十六号、
同第六百三十七号、同第六百三十八号、
同第六百三十九号、同第六百四十号、
同第六百四十一号、同第六百四十二号、
同第六百四十三号、同第六百四十四号、
同第六百四十五号、同第六百四十六号、
同第六百四十七号、同第六百四十八号、
同第六百四十九号、同第六百五十号、
同第六百五十一号、同第六百五十二号、
同第六百五十三号、同第六百五十四号、
同第六百五十五号、同第六百五十六号、
同第六百五十七号、同第六百五十八号、
同第六百五十九号、同第六百六十号、
同第六百六十一号、同第六百六十二号、
同第六百六十三号、同第六百六十四号、
同第六百六十五号、同第六百六十六号、
同第六百六十七号、同第六百六十八号、
同第六百六十九号、同第六百七十号、
同第六百七十一号、同第六百七十二号、
同第六百七十三号、同第六百七十四号、
同第六百七十五号、同第六百七十六号、
同第六百七十七号、同第六百七十八号、
同第六百七十九号、同第六百八十号、
同第六百八十一号、同第六百八十二号、
同第六百八十三号、同第六百八十四号、
同第六百八十五号、同第六百八十六号、
同第六百八十七号、同第六百八十八号、
同第六百八十九号、同第六百九十号、
同第六百九十一号、同第六百九十二号、
同第六百九十三号、同第六百九十四号、
同第六百九十五号、同第六百九十六号、
同第六百九十七号、同第六百九十八号、
同第六百九十九号、同第七百号、同第
七百零一号、同第七百零二号、同第
七百零三号、同第七百零四号、同第
七百零五号、同第七百零六号、同第
七百零七号、同第七百零八号、同第
七百零九号、同第七百一十号、同第
七百一十一号、同第七百一十二号、同
第七百一十三号、同第七百一十四号、
同第七百一十五号、同第七百一十六号、
同第七百一十七号、同第七百一十八号、
同第七百一十九号、同第七百二十号、
同第七百二十一号、同第七百二十二号、
同第七百二十三号、同第七百二十四号、
同第七百二十五号、同第七百二十六号、
同第七百二十七号、同第七百二十八号、
同第七百二十九号、同第七百三十号、
同第七百三十一号、同第七百三十二号、
同第七百三十三号、同第七百三十四号、
同第七百三十五号、同第七百三十六号、
同第七百三十七号、同第七百三十八号、
同第七百三十九号、同第七百四十号、
同第七百四十一号、同第七百四十二号、
同第七百四十三号、同第七百四十四号、
同第七百四十五号、同第七百四十六号、
同第七百四十七号、同第七百四十八号、
同第七百四十九号、同第七百五十号、
同第七百五十一号、同第七百五十二号、
同第七百五十三号、同第七百五十四号、
同第七百五十五号、同第七百五十六号、
同第七百五十七号、同第七百五十八号、
同第七百五十九号、同第七百六十号、
同第七百六十一号、同第七百六十二号、
同第七百六十三号、同第七百六十四号、
同第七百六十五号、同第七百六十六号、
同第七百六十七号、同第七百六十八号、
同第七百六十九号、同第七百七十号、
同第七百七十一号、同第七百七十二号、
同第七百七十三号、同第七百七十四号、
同第七百七十五号、同第七百七十六号、
同第七百七十七号、同第七百七十八号、
同第七百七十九号、同第七百八十号、
同第七百八十一号、同第七百八十二号、
同第七百八十三号、同第七百八十四号、
同第七百八十五号、同第七百八十六号、
同第七百八十七号、同第七百八十八号、
同第七百八十九号、同第七百九十号、
同第七百九十一号、同第七百九十二号、
同第七百九十三号、同第七百九十四号、
同第七百九十五号、同第七百九十六号、
同第七百九十七号、同第七百九十八号、
同第七百九十九号、同第八百号、同第
八百零一号、同第八百零二号、同第
八百零三号、同第八百零四号、同第
八百零五号、同第八百零六号、同第
八百零七号、同第八百零八号、同第
八百零九号、同第八百一十号、同第
八百一十一号、同第八百一十二号、同
第八百一十三号、同第八百一十四号、
同第八百一十五号、同第八百一十六号、
同第八百一十七号、同第八百一十八号、
同第八百一十九号、同第八百二十号、
同第八百二十一号、同第八百二十二号、
同第八百二十三号、同第八百二十四号、
同第八百二十五号、同第八百二十六号、
同第八百二十七号、同第八百二十八号、
同第八百二十九号、同第八百三十号、
同第八百三十一号、同第八百三十二号、
同第八百三十三号、同第八百三十四号、
同第八百三十五号、同第八百三十六号、
同第八百三十七号、同第八百三十八号、
同第八百三十九号、同第八百四十号、
同第八百四十一号、同第八百四十二号、
同第八百四十三号、同第八百四十四号、
同第八百四十五号、同第八百四十六号、
同第八百四十七号、同第八百四十八号、
同第八百四十九号、同第八百五十号、
同第八百五十一号、同第八百五十二号、
同第八百五十三号、同第八百五十四号、
同第八百五十五号、同第八百五十六号、
同第八百五十七号、同第八百五十八号、
同第八百五十九号、同第八百六十号、
同第八百六十一号、同第八百六十二号、
同第八百六十三号、同第八百六十四号、
同第八百六十五号、同第八百六十六号、
同第八百六十七号、同第八百六十八号、
同第八百六十九号、同第八百七十号、
同第八百七十一号、同第八百七十二号、
同第八百七十三号、同第八百七十四号、
同第八百七十五号、同第八百七十六号、
同第八百七十七号、同第八百七十八号、
同第八百七十九号、同第八百八十号、
同第八百八十一号、同第八百八十二号、
同第八百八十三号、同第八百八十四号、
同第八百八十五号、同第八百八十六号、
同第八百八十七号、同第八百八十八号、
同第八百八十九号、同第八百九十号、
同第八百九十一号、同第八百九十二号、
同第八百九十三号、同第八百九十四号、
同第八百九十五号、同第八百九十六号、
同第八百九十七号、同第八百九十八号、
同第八百九十九号、同第九百号、同第
九百零一号、同第九百零二号、同第
九百零三号、同第九百零四号、同第
九百零五号、同第九百零六号、同第
九百零七号、同第九百零八号、同第
九百零九号、同第九百一十号、同第
九百一十一号、同第九百一十二号、同
第九百一十三号、同第九百一十四号、
同第九百一十五号、同第九百一十六号、
同第九百一十七号、同第九百一十八号、
同第九百一十九号、同第九百二十号、
同第九百二十一号、同第九百二十二号、
同第九百二十三号、同第九百二十四号、
同第九百二十五号、同第九百二十六号、
同第九百二十七号、同第九百二十八号、
同第九百二十九号、同第九百三十号、
同第九百三十一号、同第九百三十二号、
同第九百三十三号、同第九百三十四号、
同第九百三十五号、同第九百三十六号、
同第九百三十七号、同第九百三十八号、
同第九百三十九号、同第九百四十号、
同第九百四十一号、同第九百四十二号、
同第九百四十三号、同第九百四十四号、
同第九百四十五号、同第九百四十六号、
同第九百四十七号、同第九百四十八号、
同第九百四十九号、同第九百五十号、
同第九百五十一号、同第九百五十二号、
同第九百五十三号、同第九百五十四号、
同第九百五十五号、同第九百五十六号、
同第九百五十七号、同第九百五十八号、
同第九百五十九号、同第九百六十号、
同第九百六十一号、同第九百六十二号、
同第九百六十三号、同第九百六十四号、
同第九百六十五号、同第九百六十六号、
同第九百六十七号、同第九百六十八号、
同第九百六十九号、同第九百七十号、
同第九百七十一号、同第九百七十二号、
同第九百七十三号、同第九百七十四号、
同第九百七十五号、同第九百七十六号、
同第九百七十七号、同第九百七十八号、
同第九百七十九号、同第九百八十号、
同第九百八十一号、同第九百八十二号、
同第九百八十三号、同第九百八十四号、
同第九百八十五号、同第九百八十六号、
同第九百八十七号、同第九百八十八号、
同第九百八十九号、同第九百九十号、
同第九百九十一号、同第九百九十二号、
同第九百九十三号、同第九百九十四号、
同第九百九十五号、同第九百九十六号、
同第九百九十七号、同第九百九十八号、
同第九百九十九号、同第一千号、同第
一千零一号、同第一千零二号、同第
一千零三号、同第一千零四号、同第
一千零五号、同第一千零六号、同第
一千零七号、同第一千零八号、同第
一千零九号、同第一千一十号、同第
一千一十一号、同第一千一十二号、同
第一千一十三号、同第一千一十四号、
同第一千一十五号、同第一千一十六号、
同第一千一十七号、同第一千一十八号、
同第一千一十九号、同第一千二十号、
同第一千二十一号、同第一千二十二号、
同第一千二十三号、同第一千二十四号、
同第一千二十五号、同第一千二十六号、
同第一千二十七号、同第一千二十八号、
同第一千二十九号、同第一千三十号、
同第一千三十一号、同第一千三十二号、
同第一千三十三号、同第一千三十四号、
同第一千三十五号、同第一千三十六号、
同第一千三十七号、同第一千三十八号、
同第一千三十九号、同第一千四十号、
同第一千四十一号、同第一千四十二号、
同第一千四十三号、同第一千四十四号、
同第一千四十五号、同第一千四十六号、
同第一千四十七号、同第一千四十八号、
同第一千四十九号、同第一千五十号、
同第一千五十一号、同第一千五十二号、
同第一千五十三号、同第一千五十四号、
同第一千五十五号、同第一千五十六号、
同第一千五十七号、同第一千五十八号、
同第一千五十九号、同第一千六十号、
同第一千六十一号、同第一千六十二号、
同第一千六十三号、同第一千六十四号、
同第一千六十五号、同第一千六十六号、
同第一千六十七号、同第一千六十八号、
同第一千六十九号、同第一千七十号、
同第一千七十一号、同第一千七十二号、
同第一千七十三号、同第一千七十四号、
同第一千七十五号、同第一千七十六号、
同第一千七十七号、同第一千七十八号、
同第一千七十九号、同第一千八十号、
同第一千八十一号、同第一千八十二号、
同第一千八十三号、同第一千八十四号、
同第一千八十五号、同第一千八十六号、
同第一千八十七号、同第一千八十八号、
同第一千八十九号、同第一千九十号、
同第一千九十一号、同第一千九十二号、
同第一千九十三号、同第一千九十四号、
同第一千九十五号、同第一千九十六号、
同第一千九十七号、同第一千九十八号、
同第一千九十九号、同二千号、同第
二千零一号、同二千零二号、同第
二千零三号、同二千零四号、同第
二千零五号、同二千零六号、同第
二千零七号、同二千零八号、同第
二千零九号、同二千一十号、同第
二千一十一号、同二千一十二号、同
二千一十三号、同二千一十四号、
同二千一十五号、同二千一十六号、
同二千一十七号、同二千一十八号、
同二千一十九号、同二千二十号、
同二千二十一号、同二千二十二号、
同二千二十三号、同二千二十四号、
同二千二十五号、同二千二十六号、
同二千二十七号、同二千二十八号、
同二千二十九号、同二千三十号、
同二千三十一号、同二千三十二号、
同二千三十三号、同二千三十四号、
同二千三十五号、同二千三十六号、
同二千三十七号、同二千三十八号、
同二千三十九号、同二千四十号、
同二千四十一号、同二千四十二号、
同二千四十三号、同二千四十四号、
同二千四十五号、同二千四十六号、
同二千四十七号、同二千四十八号、
同二千四十九号、同二千五十号、
同二千五十一号、同二千五十二号、
同二千五十三号、同二千五十四号、
同二千五十五号、同二千五十六号、
同二千五十七号、同二千五十八号、
同二千五十九号、同二千六十号、
同二千六十一号、同二千六十二号、
同二千六十三号、同二千六十四号、
同二千六十五号、同二千六十六号、
同二千六十七号、同二千六十八号、
同二千六十九号、同二千七十号、
同二千七十一号、同二千七十二号、
同二千七十三号、同二千七十四号、
同二千七十五号、同二千七十六号、
同二千七十七号、同二千七十八号、
同二千七十九号、同二千八十号、
同二千八十一号、同二千八十二号、
同二千八十三号、同二千八十四号、
同二千八十五号、同二千八十六号、
同二千八十七号、同二千八十八号、
同二千八十九号、同二千九十号、
同二千九十一号、同二千九十二号、
同二千九十三号、同二千九十四号、
同二千九十五号、同二千九十六号、
同二千九十七号、同二千九十八号、
同二千九十九号、同三千号、同第
三千零一号、同三千零二号、同第
三千零三号、同三千零四号、同第
三千零五号、同三千零六号、同第
三千零七号、同三千零八号、同第
三千零九号、同三千一十号、同第
三千一十一号、同三千一十二号、同
三千一十三号、同三千一十四号、
同三千一十五号、同三千一十六号、
同三千一十七号、同三千一十八号、
同三千一十九号、同三千二十号、
同三千二十一号、同三千二十二号、
同三千二十三号、同三千二十四号、
同三千二十五号、同三千二十六号、
同三千二十七号、同三千二十八号、
同三千二十九号、同三千三十号、
同三千三十一号、同三千三十二号、
同三千三十三号、同三千三十四号、
同三千三十五号、同三千三十六号、
同三千三十七号、同三千三十八号、
同三千三十九号、同三千四十号、
同三千四十一号、同三千四十二号、
同三千四十三号、同三千四十四号、
同三千四十五号、同三千四十六号、
同三千四十七号、同三千四十八号、
同三千四十九号、同三千五十号、
同三千五十一号、同三千五十二号、
同三千五十三号、同三千五十四号、
同三千五十五号、同三千五十六号、
同三千五十七号、同三千五十八号、
同三千五十九号、同三千六十号、
同三千六十一号、同三千六十二号、
同三千六十三号、同三千六十四号、
同三千六十五号、同三千六十六号、
同三千六十七号、同三千六十八号、
同三千六十九号、同三千七十号、
同三千七十一号、同三千七十二号、
同三千七十三号、同三千七十四号、
同三千七十五号、同三千七十六号、
同三千七十七号、同三千七十八号、
同三千七十九号、同三千八十号、
同三千八十一号、同三千八十二号、
同三千八十三号、同三千八十四号、
同三千八十五号、同三千八十六号、
同三千八十七号、同三千八十八号、
同三千八十九号、同三千九十号、
同三千九十一号、同三千九十二号、
同三千九十三号、同三千九十四号、
同三千九十五号、同三千九十六号、
同三千九十七号、同三千九十八号、
同三千九十九号、同四千号、同第
四千零一号、同四千零二号、同第
四千零三号、同四千零四号、同第
四千零五号、同四千零六号、同第
四千零七号、同四千零八号、同第
四千零九号、同四千一十号、同第
四千一十一号、同四千一十二号、同
四千一十三号、同四千一十四号、
同四千一十五号、同四千一十六号、
同四千一十七号、同四千一十八号、
同四千一十九号、同四千二十号、
同四千二十一号、同四千二十二号、
同四千二十三号、同四千二十四号、
同四千二十五号、同四千二十六号、
同四千二十七号、同四千二十八号、
同四千二十九号、同四千三十号、
同四千三十一号、同四千三十二号、
同四千三十三号、同四千三十四号、
同四千三十五号、同四千三十六号、
同四千三十七号、同四千三十八号、
同四千三十九号、同四千四十号、
同四千四十一号、同四千四十二号、
同四千四十三号、同四千四十四号、
同四千四十五号、同四千四十六号、
同四千四十七号、同四千四十八号、
同四千四十九号、同四千五十号、
同四千五十一号、同四千五十二号、
同四千五十三号、同四千五十四号、

服部 敬一君 堀井 伊介君 櫻田 貞六郎君 山下 義信君 米倉 龍也君 島 清君 木村 盛君 國務大臣 厚生大臣 一松 定吉君 政府委員 厚生事務官(社会局長) 萬西 嘉資君 厚生事務官(公衆保險局長) 三木 行治君 厚生事務官(医務局長) 東 龍太郎君	傷病者更生援護に関する請願 請願者 東京都千代田区神田一ツ橋二ノ三 藤龍美 紹介議員 矢野 西雄君外一名 戦争犠牲者の傷病者は、現在何等の保護も受けず悲惨な状況にあるから、全国的に実態調査の上傷病者並びに不具者の程度に應じた最低生活費の支給、生活保護法による医療扶助の適用、公益厚生施設等への優先採用、職業の斡旋等適當なる措置を講ぜられたいとの請願。 (請第二百一十号) 昭和二十二年八月二十六日受理	関することになるから、右問題を政治的交渉により解決されたいとの請願。 (請第二百一十号) 昭和二十二年八月二十九日受理 結婚問題に関する請願 請願者 東京都千代田区豊ヶ岡厚生省兒童局内財團法人日本結婚協会の常務理事 板井武雄 紹介議員 赤松 常子君外十九名 結婚問題は、國及び社会の基礎をなす重要な問題であるにもかかわらず日本では、昔から個人の私事としてのみ取扱われて来たが、終戦以來の思想的混亂並びに國民道徳のたいへんを思い合わせると、これ以上結婚問題を看過することは、許されなから、結婚助成法を制定して結婚奨励所、結婚手当の支給などの制度を設けられたいとの請願。 (請第二百一十号) 昭和二十二年八月三十日受理	かりでなく、地方公共団体より社会保険行政事項の相当量を委任取ることとなり民主主義國家建設を目指す新憲法の精神に反するから、少くとも地方取扱いは、同一公署に一元化されねばならぬとの陳情。 (陳第三百一十二号) 昭和二十二年八月二十日受理 教員恩給増額に関する陳情 島取縣米子市立町一丁目七十四番地三明太藏外九名 この陳情の趣旨は、陳第二百九十八号と同じである。 (陳第三百一十一号) 昭和二十二年八月二十三日受理 結核医療施設を市営に復元することに関する陳情 京都市會議長 富森吉次郎外四名 日本医療國解散に際し結核療養施設が市営に復元されるべきことは、日本医療國と都市側との嚴たる個別出資契約に基いても當然であるにもかかわらず政府がこれを無視して國營移管の措置に出でたことは、まことに遺憾であつて都市結核対策上にも支障があるから、これら施設が市営に復元されるように取計られたいとの陳情。	九月二十日本委員会に左の事件を付託された。 一、傷病者更正援護に関する請願(第百九十九号) 一、青少年禁酒法制定反対に関する請願(第二百一十号) 一、拂下げミシンに関する請願(第二百一十号) 一、結婚問題に関する請願(第二百一十号) 一、恩給増額に関する請願(第二百二十三号) 一、社会保険制度の一元化に関する陳情(第三百三十三号) 一、教員恩給増額に関する陳情(第三百三十三号) 一、結核医療施設を市営に復元することに関する陳情(第三百三十三号) (請第二百九十九号) 昭和二十二年八月二十六日受理	一、傷病者更正援護に関する請願(第百九十九号) 一、青少年禁酒法制定反対に関する請願(第二百一十号) 一、拂下げミシンに関する請願(第二百一十号) 一、結婚問題に関する請願(第二百一十号) 一、恩給増額に関する請願(第二百二十三号) 一、社会保険制度の一元化に関する陳情(第三百三十三号) 一、教員恩給増額に関する陳情(第三百三十三号) 一、結核医療施設を市営に復元することに関する陳情(第三百三十三号) (請第二百九十九号) 昭和二十二年八月二十六日受理	一、傷病者更正援護に関する請願(第百九十九号) 一、青少年禁酒法制定反対に関する請願(第二百一十号) 一、拂下げミシンに関する請願(第二百一十号) 一、結婚問題に関する請願(第二百一十号) 一、恩給増額に関する請願(第二百二十三号) 一、社会保険制度の一元化に関する陳情(第三百三十三号) 一、教員恩給増額に関する陳情(第三百三十三号) 一、結核医療施設を市営に復元することに関する陳情(第三百三十三号) (請第二百九十九号) 昭和二十二年八月二十六日受理	一、傷病者更正援護に関する請願(第百九十九号) 一、青少年禁酒法制定反対に関する請願(第二百一十号) 一、拂下げミシンに関する請願(第二百一十号) 一、結婚問題に関する請願(第二百一十号) 一、恩給増額に関する請願(第二百二十三号) 一、社会保険制度の一元化に関する陳情(第三百三十三号) 一、教員恩給増額に関する陳情(第三百三十三号) 一、結核医療施設を市営に復元することに関する陳情(第三百三十三号) (請第二百九十九号) 昭和二十二年八月二十六日受理
--	---	--	--	---	---	---	---